

評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人生光会（以下、「当法人」という。）の定款第8条、定款第10条第2項、第3項、定款第21条第1項に基づく評議員、役員の報酬等の基準額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
- 3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。
- 4 役員が退職または死亡した場合は別途「退職慰労金規程」に基づき支払うことができる。

(費用の弁償)

第4条 役員が法人業務のため出張する場合は、報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 旅費の実費が実費弁償費の額を超える場合にはその実費分とする。
- 3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(報酬額)

役職	報酬日額	年度総額
評議員	10,000	200,000
理事	10,000	250,000
監事	10,000	100,000

※評議員・理事・監事への報酬額を支払う場合、源泉所得税額を加えて支給額とする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。